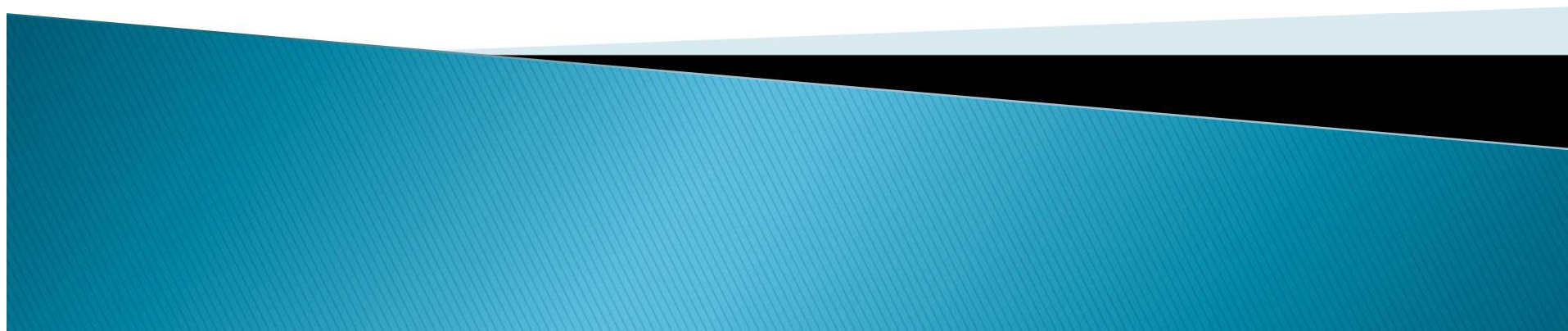


標準必須特許 (SEP) に関する 裁定制度の検討について

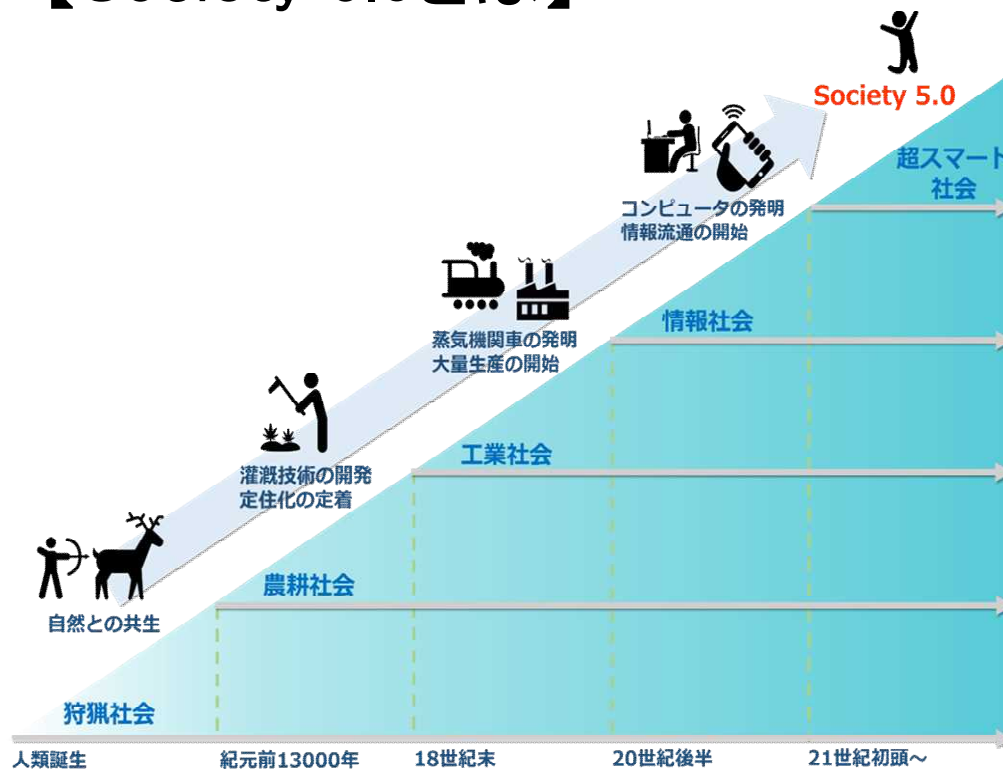
2017年9月29日

経団連 産業技術本部長
吉村 隆

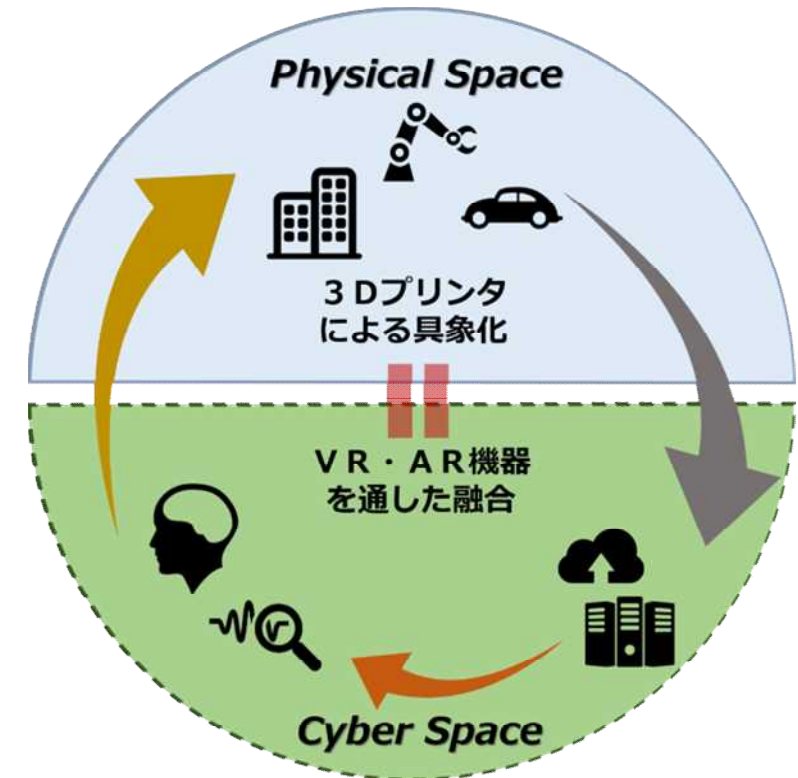


基本認識：Society 5.0時代を見据える(1)

【Society 5.0とは】

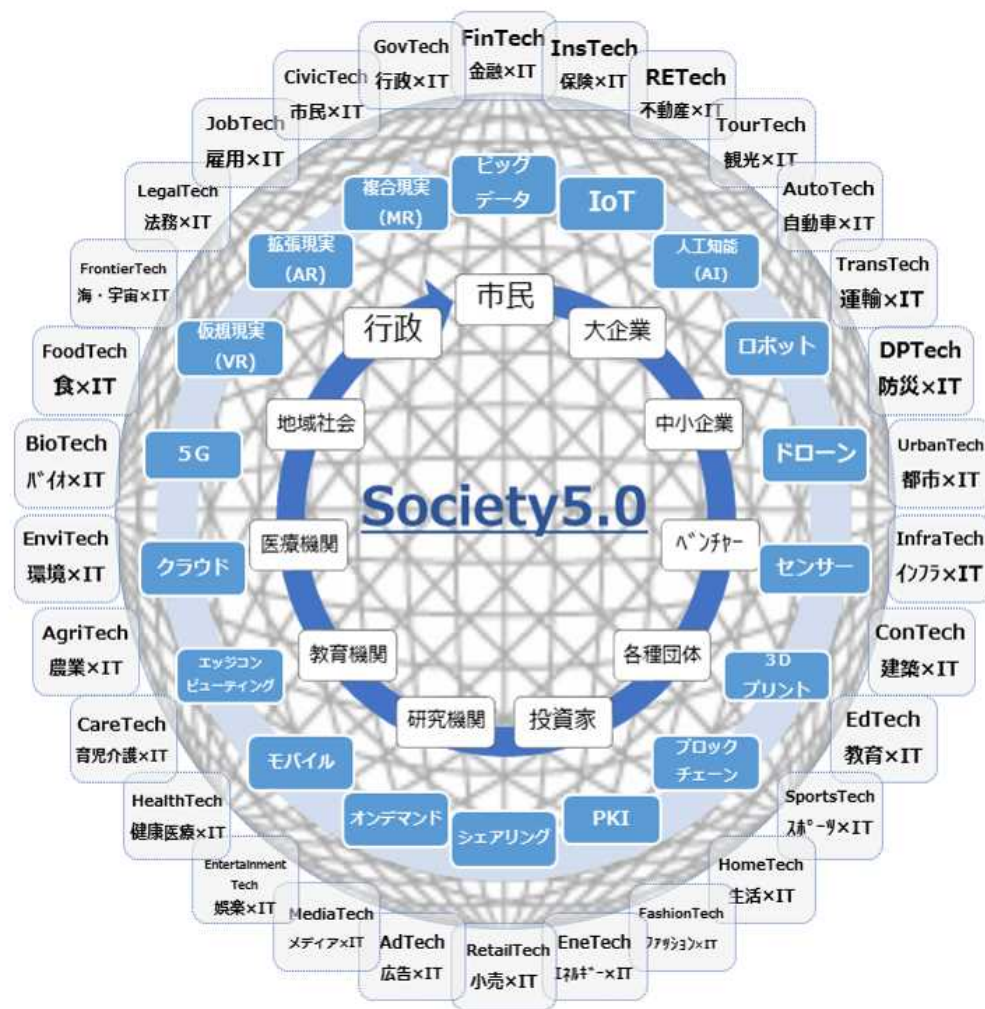


□ Society5.0 = 超スマート社会



- ICTの急速な進化を背景とした、サイバー空間とフィジカル空間の融合（CPS）による新たな価値の創造が、変革を支える基盤。
- CPSを基盤にAI・ロボット等による価値創造も加速。

基本認識: Society 5.0時代を見据える(2)



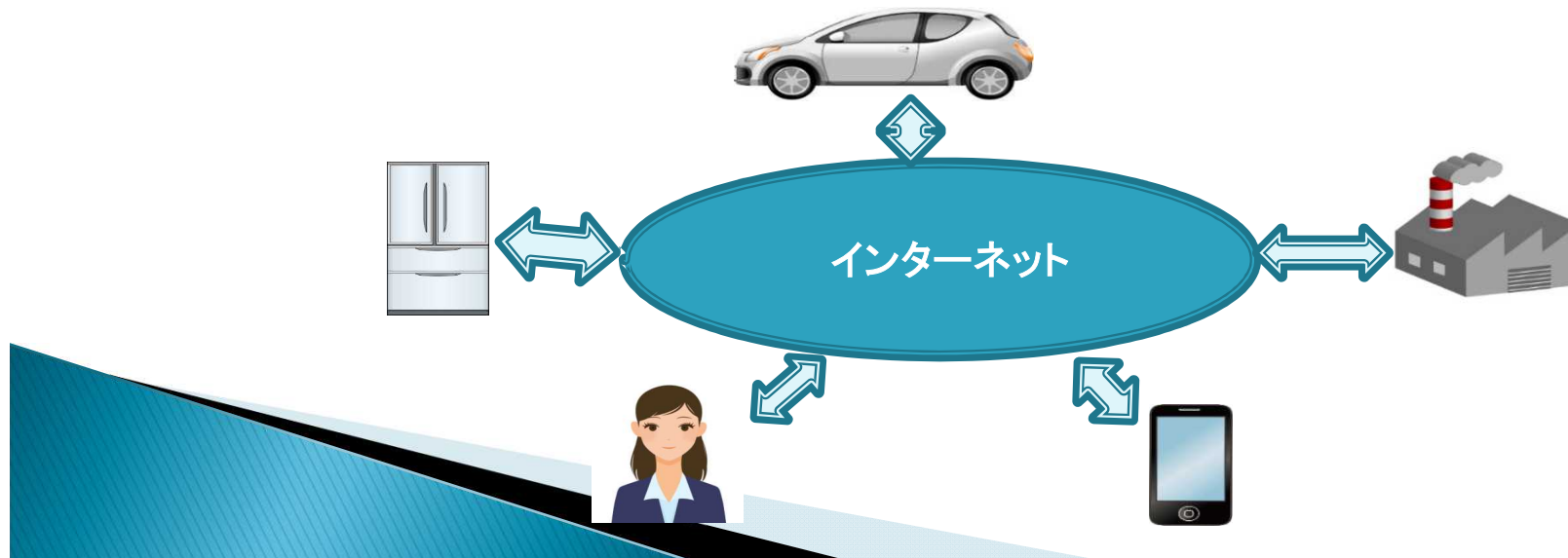
- スマートフォンやIoTの普及によりデータの種類・量が爆発的に増加。AI等のデータ収集・分析技術も発展。
- 世界ではあらゆる産業のIT化が加速し、データを活用したイノベーションが次々と起きている。
- わが国産業界が国際競争力を維持するためには、組織や業界の枠を越えたデータ利活用を推進し、Society5.0 (超スマート社会)を実現しなければならない。

基本認識：Society5.0時代を見据える(3)

- IoTでは、様々な製品がインターネットを介して接続し、かつ互いに連動して機能することが求められる。このとき、国際的な接続、連動のためには技術の標準化が必須であり、そこには多数の標準必須特許(SEP)が存在。
- SEPを使いたい企業が適正価格で実施できなければ、IoTに伴う産業の発展、Society5.0による社会の高度化は実現しない。



SEPは、「適正価格」で「使い合える」ようにすることが重要。



基本認識：Society5.0時代を見据える(4)

- 情報通信分野の標準規格に必要なSEPは、数百、数千にのぼる。
- 他技術への切り替えができない場合には、たった1件のSEPが奪われることで、当該SEPによる製品の差止めが可能に。
- 企業がSEPを取得したパテント・トロールに攻撃されるリスクが現実味を帯びている。



パテント・トロールによるSEP取得の脅威が現実味を帯びていることを踏まえた制度設計とすべき。

◆米国地区裁判所への特許侵害訴訟提訴数

出典：米国特許調査会社RPX社資料

Chart 1: Patent Cases Filed

■ Operating Company Cases
■ NPE Cases



◆米国でのIoT関連分野におけるNPEによる特許侵害訴訟件数

出典：米国特許調査会社Unifiedpatents社の資料



(ご参考)知的財産推進計画2017

(標準必須特許に関するADR制度の検討)

・IoTが普及する中、社会インフラとなるような規格の円滑な利用を進めるため、社会的影響の大きい標準必須特許の適切なライセンス料を決めるADR制度(標準必須特許裁定)について、特許権者の権利を不当に害さないことに留意しつつ、次期通常国会への法案提出を視野に検討を進め、2017年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。

創設する場合の前提・留意事項(1)

☆産業界のニーズを踏まえた制度設計

- 特に、強制実施権の設定を伴う裁定制度を創設する場合には、丁寧な制度設計が必要。SEPについて、実施権者が誠実にライセンス交渉を行おうとしているにもかかわらず、特許権者が誠実な交渉を拒否している場合や、判例やライセンスの実態等に照らして著しく高額なライセンス料を要求している場合など(※)、特許権者の行為が特に不誠実な場合に限定すべき。

(※) TRIPS協定第31条では、「使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合」に限り、特許権の「政府による使用」又は「政府により許諾された第三者による使用」を認めている。但し、「国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することが出来る」とされる。

創設する場合の前提・留意事項(2)

☆特許庁による創設意図等の正確な対外発信

- インド等の「強制実施権」(※)とは別物であることを明確化し、国際的に説明可能な制度とすべき。

(※)特許証捺印の日から3年を経過後、利害関係人は、①特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていない、②特許発明が合理的な価格で公衆に利用可能ではない、③特許発明がインドの領域内で実施されていない、の3点を理由に強制実施権の付与を特許庁長官に請求できる。経団連からも、再三、制度の見直しを要望している。

☆特許庁のキャパシティビルディング

- 特許庁で裁定を担う人材育成が必要。(必須性、適正なライセンス条件の判断など)
- 審査業務が遅延したり、品質が低下することのないように。

創設する場合の前提・留意事項(3)

☆「ホールドアップ問題」と「ホールドアウト問題」の整理

●ホールドアップ問題：

標準規格の採用において、SEPが回避不可能である場合に、特許権者から、著しく高額なライセンス料を要求される問題。

(※)特に、FRAND宣言をしている企業が、誠実な交渉に応じず高額なライセンス料を要求することが問題。

(※)企業のニーズの大きさ等を踏まえ、ライセンス料の裁定や判定等の適切な制度を検討することが考えられる。(国の関与の程度は要検討。)

●ホールドアウト問題：

実施者が権利者とのライセンス交渉に誠実に応じずに、権利侵害を続ける問題。(実施者が海外企業のケースが多い。)

(※)究極的には訴訟により解決せざるを得ない問題。実施者が誠実に対応しないなど、悪質性次第では、差止めも含めた判決が妥当なケースも。

●両者は、質の異なる問題。両者の問題点をよく整理して、それぞれの問題点に即した解決策を検討すべき。

以上

